

開発行為変更許可通知書

第 25-002 号

住 所 高松市伏石町 2037 番地 18
氏名又は名称 株式会社日進堂
及び代表者名 代表取締役 喜久山 知哉 様

令和 7 年 6 月 1 日付で申請のあった開発行為の変更については、都市計画法第 35 条の 2 第 1 項の規定により許可する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

綾川町長 前 田 武 俊



許可の内容(不許可の場合は申請の内容)

開発区域に含まれる地域の名称	綾歌郡綾川町萱原字下所 506 番 1、507 番 1、508 番 2
開発区域の面積	2770.01 m ²
予定建築物等の用途	一戸建ての住宅 (10 戸)
変更内容	(1) 土地利用計画及び公共施設整備計画の変更 (2) 造成計画の変更 (3) 給排水施設計画の変更 (4) 構造物の設計変更

許可の条件(不許可の理由)

裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。

法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限

なし。

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ってください。
- この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、都市計画法第 50 条第 1 項の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができます。
また、この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、綾川町を被告として提起することができます。
ただし、都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による不服申立てをすることはできません。

開発行為許可通知書

第 24-009 号

高松市伏石町 2037 番地 18
株式会社日進堂
代表取締役 喜久山 知哉 様

令和 7 年 2 月 17 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 第 1 項の規定により許可する。

令和 7 年 3 月 5 日

綾川町長 前田 武 俊



許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	綾歌郡綾川町萱原字下所 506 番 1、507 番 1、508 番 2
開発区域の面積	2770.01 m ²
予定建築物等の用途	一戸建ての住宅 (10 戸)

許可の条件 (不許可の理由)

- 裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。
- 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱に基づく協定書 (令和 7 年 2 月 10 日締結) の内容を遵守すること。

法第 41 条第 1 項の規定に基づく制限

なし

(付 記)

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第50条第1項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第51条第1項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。